

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【公 告】

- 随意契約の相手方の決定
 - 種畜証明書の書換交付
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - " " "
 - " " "
 - " " "
 - 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了
 - 落札者等の決定
- 【教育委員会】
- 岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- （県例規集登載）

災害廃棄物対策室

畜産課

建築指導課

"

"

"

"

警察本部会計課

教育委員会

目次

担当課（室）

〔五八四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成三十年十二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称

平成三十年七月豪雨災害による解体廃棄物等の仮置場（フラワーフィールド）における処理委託業務

二 契約期間

平成三十年八月二十九日から同年十一月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県環境文化部循環型社会推進課災害廃棄物対策室
岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年八月二十八日

五 契約の相手方の氏名及び住所

一般社団法人岡山県産業廃棄物協会
岡山市北区津高六二八―六

六 契約金額

四六一、八三七、二五七円以内（うち消費税額及び地方消費税の額三四、二一〇、一六七円以内）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号に該当するため

〔五八五〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成三十年十二月二十八日

岡山県知事 伊原 隆 大

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
10260094740	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11381821123	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11470313256	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11447013820	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11422914739	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11422914791	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11362662783	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11493712517	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11470113474	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター

11362663360	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	岡山県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人家畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11537122456	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	岡山県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人家畜改良事業団盛岡種雄牛センター
10867420928	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	岡山県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人家畜改良事業団盛岡種雄牛センター

平成30年12月28日 岡山県公報 第12055号

〔五八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本三一八一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区大安寺東町一九一六coco ferme一〇二

黒瀬甲子郎

黒瀬 陽菜

三 許可番号

岡山県指令建指第二四八号

平成30年12月28日 岡山県公報 第12055号

〔五八七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字下鷺瀬五一二―一、五一二―一一、五一三―一、五一三―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市真備町尾崎四―五

野上 善雅

野上 大樹

三 許可番号

岡山県指令建指第二四〇号

平成30年12月28日 岡山県公報 第12055号

〔五八八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五〇〇一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目二五〇一〇一カレラガーデンA棟二〇二

見尾 哲正

見尾 理佐

三 許可番号

岡山県指令建指第二七八号

〔五八九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見新田一二五一、一二五二―一、一二五三―三、一二五三―四、

一二九四、一二九五、一二九六―一、一二九七、一二九四番地先水路、一二九五番

地先道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市玉島阿賀崎四丁目五―六〇

有限会社住吉産業

代表取締役 小林 悦子

三 許可番号

岡山県指令建指第七三号

〔五九〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成三十年十二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見新田一二五一、一二五二一、一二五三一三、一二五三一四、一二九四、一二九五、一二九六一、一二九七、一二九四番地先水路、一二九五番

地先道

二 公共施設の種類

道路、下水道、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市玉島阿賀崎四丁目五―六〇

有限会社住吉産業

代表取締役 小林 悦子

五 許可番号

岡山県指令建指第七三号

平成30年12月28日 岡山県公報 第12055号

〔五九一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年十二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

岡山県警察ネットワーク端末 二五七式

二 借入期間

平成三十一年三月一日から平成三十六年二月二十九日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成三十年十二月六日

五 落札者の氏名及び住所

N E C キャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目一五番三号

六 落札金額

一月当たり七八一、七〇四円（うち消費税額及び地方消費税の額五七、九〇四円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成三十年十月二十三日

◎岡山県教育委員会規則第四号

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年岡山県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二岡山県立岡山城東高等学校の項中「一、〇八〇」を「一、〇四〇」に改め、同表岡山県立西大寺高等学校の項中

二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
―
九六〇

を

一六〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
―
九二〇

に改め、同表岡山県立倉敷鷺羽

高等学校の項中「七六〇」を「七二〇」に改め、同表岡山県立倉敷工業高等学校の項中

機 械	電 子 機 械	電 気	工 業 化 学	フ ァ ッ シ ョ ン 技 術
八〇	八〇	八〇	四〇	四〇
八〇	八〇	八〇	四〇	四〇
八〇	八〇	八〇	四〇	四〇
―	―	―	―	―
九六〇				

を

機 械	電 子 機 械	電 気	工 業 化 学	フ ァ ッ シ ョ ン 技 術	テ キ ス タ イ ル 工 学
八〇	八〇	八〇	四〇	―	四〇
八〇	八〇	八〇	四〇	四〇	―
八〇	八〇	八〇	四〇	四〇	―
―	―	―	―	―	―
九六〇					

に改め、同表

平成30年12月28日 岡山県公報 第12055号

岡山県立笠岡高等学校の項中

ロボット電気	デザイン	建築	土木	工業	電気	電子	機械
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇			四〇
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇			四〇
	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
							七六〇

に改め、同表

ロボット電気	デザイン	建築	土木	工業	電気	電子	機械
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇			四〇
	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
							八〇〇

を

高等学校の項中

一六〇
一六〇
二〇〇
五二〇

に改め、同表岡山県立津山工業

一六〇
二〇〇
二〇〇
五六〇

を

岡山県立玉島商業高等学校の項中

を

二四〇
二八〇
二八〇
―
八〇〇

に改め、同表岡山県立高梁城

岡山県立総社南高等学校の項中

二八〇
二八〇
二八〇
―
八四〇

商	情
業	報
理	処
業	理
八〇	四〇
―	―
―	―
三六〇	

に改め、同表

商	情
業	報
理	処
業	理
八〇	四〇
八〇	四〇
八〇	八〇
八〇	―
―	―
―	―
四〇〇	

を

高等学校の項中

四〇
四〇
八〇
―
四〇〇

に改め、同表岡山県立笠岡商業

四〇
八〇
八〇
―
四四〇

を

岡山県立笠岡工業高等学校の項中

普
通
―
二〇〇
二〇〇
二〇〇
―
六〇〇

に改め、同表

普
通
二〇〇
二〇〇
二〇〇
―
六〇〇

を

総合学科	グリーン環境	
	食品科学	
	三五	三五
	三五	三五
二四〇	三五	三五
	四〇	三五
		四五〇

を

等学校の項中

八〇
八〇
一二〇
一二〇
四〇〇

に改め、同表岡山県立勝間田高

八〇
一二〇
一二〇
四四〇

を

学校の項中「四八〇」を「四四〇」に改め、同表岡山県立矢掛高等学校の項中

七〇
八〇
八〇
三五〇

に改め、同表岡山県立鴨方高等

学校の項中

八〇
八〇
八〇
三六〇

を

三五	四〇
三五	四〇
四〇	三五
四〇	三五
三八五	

に改め、同表岡山県立真庭高等

南高等学校の項中

三五	四〇
四〇	三五
四〇	三五
四二五	

を

総合学科	グリーン環境 食品科学
三〇〇	
	三五 三五
	三五 三五
四四〇	

に改める。

別表第四岡山県立岡山豊ろ学校の項中「二〇」を「八」に改め、同表岡山県立岡山支援

学校の項中

三

を

六

に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。